

第3章 上位計画・関連計画の整理

3-1 国史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画（詳細化）

青谷上寺地遺跡の整備と活用は、人口減少、高齢化が顕著になりつつある青谷地域において、地域の活性化に寄与するものとして期待されている。平成 21 年 6 月には、「国史跡青谷上寺地遺跡保存管理計画・整備活用基本計画（以下、「保存管理計画・整備活用基本計画」）」〔鳥取県教育委員会 2010〕を策定し、青谷上寺地遺跡の保存管理、活用、整備の基本的な考え方や方法が示された。しかし、同じ頃、鳥取市域で一般国道 9 号（鳥取西道路）の改築工事が事業化され、計画地に所在する埋蔵文化財の発掘調査を実施する事態となり、青谷上寺地遺跡の整備事業は一時的に進度を調整することを余儀なくされた。

このような状況の中、一般国道 9 号（鳥取西道路）の改築工事に伴う一連の発掘調査が概ね収束し、史跡指定地内の土地の公有化も進んできた平成 28 年度から、改めて整備事業が再開し、平成 28 年度～平成 30 年度の 3 ヶ年で「国史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画（詳細化）」を策定することとなった。この基本計画詳細化では、既存の「保存管理計画・整備活用基本計画」の策定から 7 年の期間が経過していることもあり、地域や遺跡の現状に即して、史跡の保存と活用をより充実したものとするため、整備活用基本計画部分を精査し、必要に応じて見直しを加え、内容の詳細化を行うものとしている。

(1) 整備方針

史跡の整備活用テーマである「体感地下の弥生博物館」を実践するため、遺跡の調査研究成果をもとに、当時の日常生活が体感できるような遺跡現地の遺構等の整備、出土遺物等展示公開施設の整備を図る。

本基本計画では、遺構の保存整備、景観の保全と整備、出土遺物の公開のための諸施設等の整備について、地域住民が参画する具体的手法の観点から以下の 6 つの基本方針が設定されている。

- 整備方針 1 地域の暮らしと共に歩む史跡整備
- 整備方針 2 弥生時代の生活・技術を体感できる史跡整備
- 整備方針 3 展示と連続する史跡整備
- 整備方針 4 青谷上寺地遺跡の世界観を表す史跡整備
- 整備方針 5 弥生時代後期、倭人の社会にせまる史跡整備
- 整備方針 6 時代の複層性を表現する史跡整備

■ 整備方針

整備方針 1	地域の暮らしと共に歩む史跡整備
<p>青谷町の平野部に広がる青谷上寺地遺跡は、現在の街並みや景観と連続しており、独立した史跡空間として整備することは難しい。そこで、まちづくりと長期にわたって連携をはかりながら、弥生時代と現在を結びつける発展・更新型の整備を実践する。また近年の発掘調査で明らかになってきた古代の情報を交え、弥生から現代への移り変わりを地域に伝わる歴史とともに表現する。</p>	
整備方針 2	弥生時代の生活・技術を体感できる史跡整備
<p>青谷上寺地遺跡では建物跡などの配置に不明な点が多くあり、妻木晩田遺跡のような集落景観の復元は難しい。そこで、集落景観の復元は将来的な課題として、遺構の復元は必要最低限にとどめ、青谷上寺地遺跡の特色ある遺物や遺構の活用を前提とした生活・技術体感型の整備を促進し、繰り返し青谷上寺地遺跡を訪れ体感したくなる史跡空間を創出する。</p>	
整備方針 3	展示と連続する史跡整備
<p>青谷上寺地遺跡からは弥生時代の技術の到達点にある優れた品々が多数出土している。こうした出土品は、弥生時代の生活・技術を体験する動機づけとなる。そこで、本物をまじかに観察できる展示機能を備えた施設を史跡のシンボルとし、弥生時代の世界観を表す展示を起点に多方向に活動が連続していく史跡空間の整備を推進する。</p>	
整備方針 4	青谷上寺地遺跡の世界観を表す史跡整備
<p>山、川、湿地、海など、多様な自然環境の中に営まれた青谷上寺地遺跡の世界観を五感で感じることが出来る史跡空間を整備し、弥生時代と現代を結びつけた様々な活動を展開する。</p>	
整備方針 5	弥生時代後期、倭人の社会にせまる史跡整備
<p>青谷上寺地遺跡で発見された多量の殺傷人骨は、弥生人そのものや当時の社会情勢を知る一級の資料として注目を集めている。そこで、こうした資料の活用方法を検討する作業を通じて、弥生時代後期の倭人社会にせまる整備を試みる。</p>	
整備方針 6	時代の複層性を表現する史跡整備
<p>青谷上寺地遺跡で出土した古代山陰道や条里の遺構は、整備年代としている 2 世紀とは異なるものであるが、古代の青谷を示すうえで重要な遺構であり、見学者に誤解を与えないような平面的な表現と AR・VR 等を活用した解説により、遺構の顕在化を図る。</p>	

(2) 全体計画

整備計画対象範囲を以下に記すA～Fの6地区に区分し、これまでの発掘調査や出土品の調査研究を通じて明らかになっている青谷上寺地遺跡の特徴を表現するための整備を実施する。

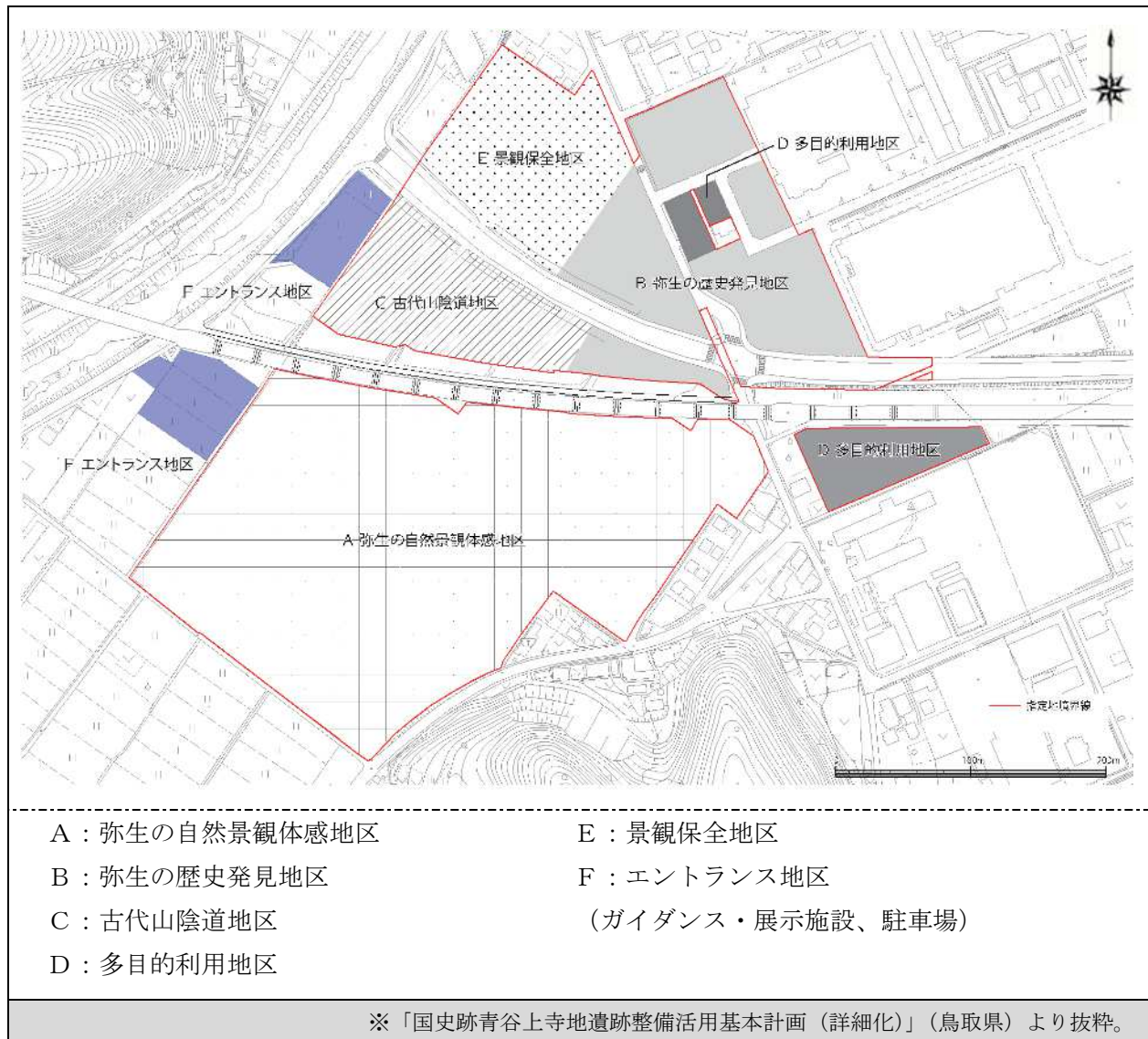


図 3.1 整備計画対象範囲と地区区分

次頁に「地区区分に基づくランドデザイン」を掲載する。

■各地区の概要

A：弥生の自然景観体感地区	
～勝部川沿いの景観を活かした整備を実施。景観復原調査の研究成果をもとに地形と湿地を整備復元～	
①弥生の湿地ひろば	生活文化体験型整備の核となる空間を整備。丸木舟を並べた橋やデッキなど、親水機能を適所に配置。自然と人との関係を学び、遊ぶ場として活用。調査成果にもとづく弥生時代の植生復元に取り込む。
②アートステージ	演奏、演劇、作品の展示など、多目的に使用。
③弥生の暮らし体感ひろば	弥生時代の水辺利用、調理、ものづくりなど、さまざまな活動を実践する広場。出土した建築部材もとに復元した高床倉庫を展示、活用。
④弥生のたんぼ	弥生時代に特徴的な小区画の水田を整備し復元した弥生時代の農具などを使用した米作り体験に活用。
⑤弥生のはたけ	畠を整備し、弥生時代に栽培されていた穀物や野菜類の栽培体験に活用。
⑥にぎわい交流ひろば	地域振興とも連携して、様々なイベントも開催できる広場として活用。周囲にまばらな植栽。
B：弥生の歴史発見地区	
～弥生時代の遺構、遺物が密に分布する「中心域」を核に整備を進める。遺跡が最盛期をむかえる後期後葉（2世紀後半）、そして殺傷痕人骨が発見された溝が埋まる終末期前半（3世紀初め）を整備の対象とし、妻木晩田遺跡における集落景観の復元整備との時代的整合をはかる～	
①遺跡発見ひろば	弥生時代の微高地を再現。発掘調査で確認されている溝を復元整備。史跡の中の最重要地点であることを明示。象徴的空間として整備、活用。最盛期には建物などの地上構造物の存在が明瞭ではないので、当面、建物などは復元しない。溝の復元には一般の参加者を募り、矢板を製作・設置するなど、遺跡の整備体験を行うことを検討。AR/VRなどのデジタルコンテンツを開発し運用する。道路との境界は擁壁を立ち上げ、地層をデザインするなど、遺跡の中を通行している雰囲気演出する。
②倭国大乱広場／倭国大乱展示館	大量の殺傷痕人骨が出土した溝を復元整備。そこに人骨の出土状況を復元展示する施設を設置する。人骨の散乱状況の復元展示は屋内、屋外のどちらからも観覧できるよう工夫する。また、遺構や遺物の埋蔵環境を保全するため、地下水の水質・水位などのモニタリング機能も備え、情報発信する。
③弥生の海辺ひろば	遺跡の玄関口であった海との接点を示す空間を整備、活用。砂場を設け、汀を表示。将来的に青谷上寺地遺跡と海との関わりを示す復元品などを屋外展示することなどを検討。
④弥生の果樹ひろば	弥生時代の人々が利用していた果樹を植え、園路を整備、活用。また、古代山陰道地区と弥生時代の空間との間を緩やかに遮断する役割をもたせる。
C：古代山陰道地区	
～県道などの道路に囲まれ、指定地内の他のエリアとは分離しており、弥生時代の空間と区別可能。弥生時代の空間とは異なる手法（インターロッキングブロックなどを使用）で空間をデザイン～	
①古代山陰道	位置、規模、方向を表示。青谷横木遺跡の成果も取り入れ、ヤナギなどを植樹。
②条里ひろば	発掘調査で確認されている半折型の地割りを表示。青谷地域にちなむ菖蒲などの植物を栽培。
D：多目的利用地区	
～多目的に利用できる空間として整備～	
①第1多目的ひろば	メッシュフェンスなどを設け、パネルや作品の展示。臨時駐車場としても使用。
②第2多目的ひろば	史跡管理などの作業スペースとして利用将来的には弥生の海辺ひろばの一部として整備。
E：景観保全地区	
～指定前に営農されていた水田等を景観保全エリアとして管理する。水田として活用することも可。今後の調査研究成果をもとに、将来は適切な整備方法を検討。	
F：エントランス地区	
～アクセスが容易な場所として、史跡指定地西側の県道と指定地間の土地に、収蔵・展示、ガイダンス・体験学習、駐車場などの機能を持つ施設を整備～	
駐車場①	大型車駐車可。山陰道高架北側、県道に接して設ける。
駐車場②	普通車、搬入車、身障者用。高架南側、ガイダンス・展示施設前に設ける。
ガイダンス・展示施設	遺跡のガイダンス及び出土品展示公開のための施設。

3-2 青谷上寺地遺跡整備活用基本計画及び基本設計

平成 31 年 3 月に策定された「青谷上寺地遺跡整備活用基本計画及び基本設計」によれば、実施設計の指標を明確にすることを目的として、青谷上寺地遺跡の整備後の姿を基本設計図（平面図、断面図、概略構造図等）として図化している。

基本設計図の一覧は以下のとおりである。

■基本設計図一覧

基本設計目次	
整備平面図	図番 1
遺構保存及び造成平面図	図番 2
造成計画断面図	図番 3～5
地形及び環境復元平面図	図番 6
区画溝整備平面図	図番 7
区画溝整備断面図	図番 8
遺構展示及び展示施設図	図番 9
たんぼ、はたけ等整備平面図	図番 10
畔、堰等整備平面図	図番 11
高床式倉庫（復元的整備）図	図番 12
遺構表示計画図	図番 13
園路平面図	図番 14
園路標準断面図	図番 15
環境復元及び修景植栽図	図番 16
便益、公開活用施設平面図	図番 17
便益施設平面図	図番 18
親水四阿、平面断面図	図番 19
アートステージ、休憩施設等平面図（ベンチ）	図番 20
手摺、車止め、ユニバーサルゲート標準図	図番 21
土留擁壁標準図	図番 22
フェンス、門扉、人道橋、丸木舟橋標準図	図番 23
説明案内施設配置計画平面図	図番 24
説明案内施設標準図	図番 25
利水計画平面図	図番 26
電気、給排水設備平面図	図番 27
照明灯、手足洗い設備標準図	図番 28
エントランス施設配置図	図番 29
エントランス施設第 2 駐車場配置図	図番 30

次頁以降に主な基本設計図を掲載する。

3-3 公開済区域の概要

(1) 史跡公園の概要

青谷上寺地遺跡は、保存状態の良い多種多様な道具類、人骨、朝鮮半島や中国に由来する品々が出土する弥生時代の重要遺跡である。鳥取県では国史跡青谷上寺地遺跡を適切に保存し、活用するために「青谷かみじち史跡公園」の整備事業を進めており、令和6年3月末に、展示ガイダンス施設や山陰道の南側区の「弥生の自然景観体感地区」などを公開している。

当該業務で設計を行う山陰道北側工区の史跡整備を経て、令和11年度頃にグランドオープンを目指している。

【整備のポイント】

(1) 弥生時代の真実にせまる

遺跡の調査研究成果を元に、弥生時代の環境をイメージした整備を推進します。

(2) 弥生時代の本物に感動する

重要文化財に指定された出土品などを間近に観察できる展示施設を建設し、弥生人のDNA分析など、最新の研究成果を情報発信します。

(3) 弥生時代の生活・技術を体感する

地域住民、地域の学校（青谷小学校・青谷中学校・青谷高等学校）による史跡公園の活用を核として、弥生時代の暮らしや技術を体感するための取り組みを推進します。



公開済みの指定地南側工区



展示ガイダンス施設(愛称:YAYOINE(やよいーね))

出典：鳥取県-青谷かみじち史跡公園 HP

(2) 敷地利用計画

公開された山陰道南側工区は、エントランス地区や弥生の自然景観体感地区で構成されている。

- ・ エントランス地区（展示ガイダンス施設、駐車場）

エントランス地区は史跡指定地外に位置する。

展示ガイダンス施設では、史跡のガイダンスや体験学習、重要文化財の収蔵・展示を行う。

駐車場は第1駐車場、第2駐車場を整備し、史跡公園全体の駐車場として位置付ける。

- ・ A弥生の自然景観体感地区（弥生のたんぼ、弥生の暮らし体感ひろば、弥生の湿地ひろば、にぎわい交流ひろば等）

弥生時代後半期に湿地が広がり、水田が営まれていた場所です。ここには、これまでの調査研究成果をもとに2世紀頃の自然景観をイメージする環境をつくり、水田や畑、高床倉庫といった体験学習施設や広場など、多様なレクリエーションを楽しむための空間として整備されている。

- ・ D多目的ひろば

イベントや臨時展示、臨時駐車スペースなど多目的な活用空間として整備されている。

- ・ 動線計画

来園者は当該施設の立地条件から、車の利用が主流となる。基本計画における史跡公園内の動線（人、車の流れ）は、下図に示されるように駐車場から展示ガイダンス施設、展示ガイダンス施設から屋外施設へ誘導していくものである。

北側工区における交通動線も現在の動線を踏襲するものとし、展示ガイダンス施設や駐車場、公開済の指定地南側工区からの動線を計画する必要がある。

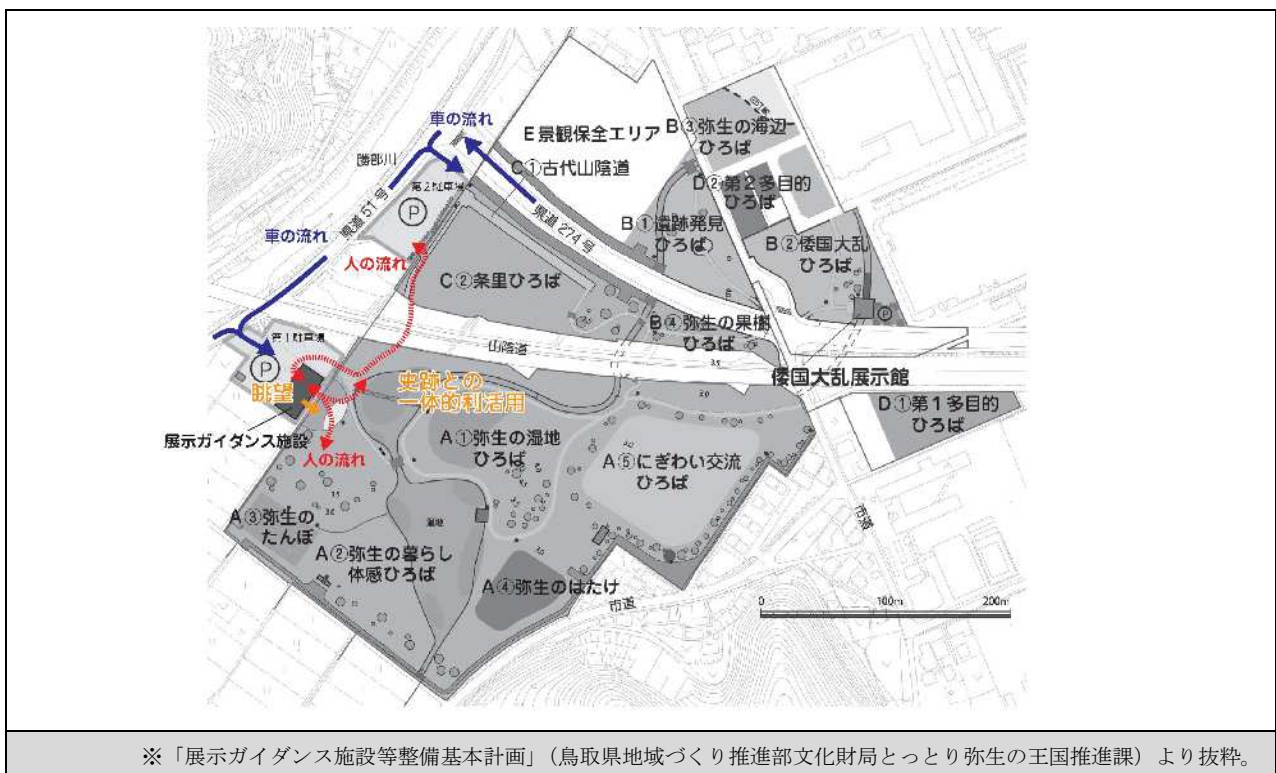


図 3.3 敷地利用計画

(2) 公開済（指定地南側工区）の主な便益施設

1) 便所

約 14ha の史跡指定地の内、約 12ha の整備対象地域には、国土交通省都市局公園緑地・景観課監修『都市公園技術標準解説書（平成 28 年度版）』によると青谷上寺地遺跡には 3、4 棟の便所が必要となる。ガイダンス施設と自然景観体感地区に便所を設けているため、北側工区に便所を 1 棟設けることで必要数を賄うことができるが、建築工事に伴う掘削深さの制約を踏まえて整備の有無を決定する必要がある。

2) 高床倉庫

弥生の暮らし体感ひろばに、弥生時代の農作業を体験する田んぼと畑を整備することにしており、それらの体験作業に必要な道具、収穫物の貯蔵用に高床倉庫を 2 棟建設する。

なお、指定地内に建築物の基礎が確認されていないため、当該施設は遺構復元ではなく、高床式倉庫の意匠を施した倉庫の扱いである。

3) 駐車場

公開済み工区には、第 1 駐車場、第 2 駐車場、第 1 多目的ひろば（臨時駐車場として利用可）が整備されている。基本計画では北側工区に「D②第 2 多目的ひろば（臨時駐車場として利用可）」が計画されていたが、用地的制約がなくなったため B①遺跡発見ひろばに再編することになり、北側工区内には駐車スペースは計画されない状況である。